

審査基準新旧対照表

旧	新
<p>審 査 基 準</p> <p style="color: red;">令和6年11月27日作成</p>	<p>審 査 基 準</p> <p style="color: red;">令和7年8月8日作成</p>
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法
根拠条項：第107条の7第3項	根拠条項：第107条の7第3項
処分の概要：国外運転免許証の交付	処分の概要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
<p>法令の定め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付）</p> <p>道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）</p>	<p>法令の定め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付）</p> <p>道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）</p>
審査基準：	審査基準：
<p>標準処理期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡自動車運転免許試験場及び北九州自動車運転免許試験場・・・即日 ○ 筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場更新センター、北九州自動車運転免許試験場更新センター及び警察署・・・・・・・・・・12日間 	<p>標準処理期間：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡自動車運転免許試験場及び北九州自動車運転免許試験場・・・即日 ○ 筑豊自動車運転免許試験場、筑後自動車運転免許試験場、福岡自動車運転免許試験場更新センター、北九州自動車運転免許試験場更新センター及び警察署・・・・・・・・・・12日間

申請先：自動車運転免許試験場
<u>問い合わせ先</u> ：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場 <u>免許係</u> <ul style="list-style-type: none">○ 福岡自動車運転免許試験場 (092-565-5010)○ 北九州自動車運転免許試験場 (093-961-4804)○ 筑豊自動車運転免許試験場 (0948-26-7110)○ 筑後自動車運転免許試験場 (0942-53-5208)
備考：

申請先：自動車運転免許試験場、 <u>自動車運転免許試験場更新センター又は警察署の交通担当課</u>
<u>問合せ先</u> ：警察本部運転免許試験課自動車運転免許試験場 <u>試験場係</u> <ul style="list-style-type: none">○ 福岡自動車運転免許試験場 (092-565-5010)○ 北九州自動車運転免許試験場 (093-961-4804)○ 筑豊自動車運転免許試験場 (0948-26-7110)○ 筑後自動車運転免許試験場 (0942-53-5208)
備考：